

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の指定納付受託者の指定 (政策企画課)	2
◎「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務の委託 (")	3
◎告示 (高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定) の一部改正 (会計管理課)	3
◎告示 (会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任) の一部改正 (")	3
高知県公安委員会告示	
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱	4

規 則

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第32号

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

高知県職員被服貸与規則（昭和45年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。
第1条中「再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの）」を「定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員）」に改める。

別表5の項及び6の項を次のように改める。

5	消防学校に勤務する職員で、教務に従事するもの	制服（夏）	2	3
		制服（冬）	1	3
		制帽（夏・冬）	1	3
		略帽	2	3
		ネクタイ	1	3
		手袋	1	2
		ベルト	1	2
		作業服（ベルト付き）（夏）	2	3
		作業服（ベルト付き）（冬）	2	3
		救助服（ベルト付き）	1	3
		防寒着	1	3
		作業靴	1	2
		安全靴	1	3
		職員章	1	
6	消防防災ヘリコプターに搭乗する消防隊員	制帽	1	4
		防塵眼鏡	1	2
		救助服（ベルト付き）	1	4
		活動服（夏）	3	2
		活動服（冬）	3	2
		活動服（下衣）	4	2
		活動服インナー（厚手）	2	2
		活動服インナー（薄手）	4	2

	防寒着	1	2
	雨ガッパ	1	2
	ウェットスーツ	1	4
	作業靴	1	4
	安全靴	1	2
	活動靴	1	2
	登山靴	1	4
	トレッキングゲイター	1	4

別表18の項(2)中「食品科学課」を「生活科学課」に改め、同中44の項を45の項とし、43の項を44の項とし、42の項を43の項とし、41の項を42の項とし、40の項の次に次のように加える。

41	都市計画課に勤務する職員で、盛土対策又は開発行為の業務に従事するもの	作業服（夏）	1	3
		作業服（冬）	1	3
		防寒着	1	3
		雨ガッパ	1	3
		作業靴	1	3
		安全靴	1	4

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県職員被服貸与規則の規定により貸与している被服については、なお従前の例による。

3 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の高知県職員被服貸与規則の規定を適用する。

告 示

高知県告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和5年4月1日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司

指定納付受託者		指定納付受託者に納付させる歳入	指定期間
事務所の所在地	名称		
高知市知寄町一丁目4番30号	株式会社高知カード	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	楽天グループ株式会社		
東京都港区海岸一丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー	S B ペイメントサービス株式会社		
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	株式会社トラストバンク		
東京都千代田区紀尾井町1番3号	P a y P a y 株式会社		
東京都渋谷区桜丘町22番14号 N. E. S. ビルN棟2階	株式会社アイモパイル		
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 デジタルゲートビル10	株式会社DGフィナンシャルテクノロジー		

階			
---	--	--	--

高知県告示第191号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司

委託した者		委託の内容	委託期間
事務所の所在地	名称		
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	楽天グループ株式会社	インターネットを利用して納付される「こうちふるさと寄附金」に係る寄附金の収納事務	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
東京都中央区京橋二丁目2番1号	株式会社さとふる		
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	株式会社トラストバンク		
東京都渋谷区桜丘町22番14号 N. E. S. ビルN棟2階	株式会社アイモバイル		

高知県告示第192号

平成4年4月高知県告示第208号（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

高知県立安芸桜ヶ丘高等学校	〃	〃
〃	を削り、	
高知県立高知南中学校	〃	〃

高知県立高知工業高等学校	〃	〃
高知県立高知南高等学校	〃	〃

潮江支店	を	
〃		
〃		

高知県立高知工業高等学校	〃	〃
--------------	---	---

潮江支店	に、	
〃		

高知県立高知西高等学校	〃	〃
高知県立高知国際中学校	〃	〃

神田支店	を	
〃		

高知県立高知国際中学校	〃	〃
-------------	---	---

神田支店	に改める。	
〃		

高知県告示第193号

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司

別表第1中

教育委員会事務局生涯学習課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	教育委員会事務局生涯学習課の出納員
--	-------------------

を

教育委員会事務局生涯学習課において行う工事又は製造の請負、物件の売買	教育委員会事務局生涯学習課の
------------------------------------	----------------

その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	出納員
--	-----

教育委員会事務局保健体育課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局保健体育課の出納員
---------------------------------	-------------------

に改める。

別表第2中

地域福祉政策課の出納員	地域福祉政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	地域福祉政策課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等

を

地域福祉政策課の出納員	地域福祉政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	地域福祉政策課の現金取扱員
-------------	---------------------------	---------------

に、

教育委員会事務局高等学校課の出納員	教育委員会事務局高等学校課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局高等学校課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等

を

教育委員会事務局高等学校課の出納員	教育委員会事務局高等学校課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局高等学校課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
教育委員会	教育委員会事務局保健体育課	教育委員会

事務局保健 体育課の出 納員	の所掌に係る歳入金の収納に 関する事務	事務局保健 体育課の現 金取扱員
----------------------	------------------------	------------------------

に改める。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。

なお、この委嘱期間は、令和7年3月31日までとする。

令和5年4月1日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

氏名	連絡先	活動区域
水田 光昭	高知県高知警察署生活安全課 電話番号088-822-0110（代表）	高知地区
大崎 吉晴		
上田 博章		
坂本 艶子		
島田 作治	高知県高知南警察署生活安全課 電話番号088-834-0110（代表）	高知南地区
竹内 健二		
濱田 壽子		
五藤 広志		
大久保正司	高知県高知東警察署生活安全課 電話番号088-866-0110（代表）	高知東地区
谷 巧		
正木 孝明		

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

1 高知地区

高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。

- 2 高知南地区
条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域とする。
- 3 高知東地区
条例別表に規定する高知県高知東警察署の管轄区域とする。